

川崎市公立保育所給食調理業務委託業者選定基準

1 基本的な考え方

川崎市公立保育所調理業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）によって算定した各委員の評価点が最も高い業者を委託業者として決定する。

2 委託業者選定基準

(1) 委託業者の選定

事業者から提出された提案書の内容、プレゼンテーション・ヒアリングの内容について、別途定める評価表に基づき選定委員会が評価を行い、評価点が最も高い者を委託事業者として決定する。

評価点が同点の場合、提案価格の最も低い者を事業候補者として決定する。提案価格も同額の場合は入札等に準じてくじにより決定する。

なお、評価項目のうち委員の1名でも0点の採点がある場合は総合評価点が高くても選定対象としない。また、園への応募が1社のみの場合に評価点が6割（66点）以下の事業者は選定対象としない。

(2) 評価項目等

評価項目		評価内容	配点	計
1	保育所給食への理解	(1) 保育所給食に対する基本的な考え方	5	45点
		(2) 保育所との連携	10	
		(3) 食育についての考え方	5	
		(4) 衛生管理	5	
		(5) 調理技術	10	
		(6) 個別対応食の提供	10	
2	人員配置・育成の考え方	(1) 従業員の配置数	6	30点
		(2) 人員確保	6	
		(3) 人員不足時の支援体制	5	
		(4) 円滑な引継ぎ	3	
		(5) 研修・人材育成	5	
		(6) 巡回指導体制	5	
3	ヒヤリハット・事故等発生時の対応	(1) 異物混入・誤食・誤配膳・調理ミスのヒヤリハットと事故の件数及びその内容	10	30点
		(2) 事故等を防止するための対策	10	
		(3) 事故等発生時の対応	10	
4	経費について	(1) 適切な予算配分	5	5点

配点合計 110点